

放課後児童クラブの入所申し込みについて

(令和3年度用)

放課後児童クラブ(学童保育)は、下校後に保護者等が仕事や事情で家庭にいない児童を対象に、遊びと生活指導を行い健全な育成を図ることを目的に開設しています。入所希望の方は、同封の入所申請書と利用者個人票を提出してください。

1 入所対象児童

児童の保護者等(同居・近隣在住の祖父母等を含む)が次のいずれかに該当する家庭。

- (1) 昼間、仕事のために家庭以外で働いており不在の場合。
- (2) 昼間、家庭で家事以外の仕事を持っており、児童の生活指導が難しい場合。
- (3) 病気等で児童の生活指導が難しいなど、特別に市が必要と認める場合。

※放課後の利用希望の場合、原則として放課後から15時までの間に就労していない保護者等(近隣在住の祖父母を含む)が一人でもいる場合は対象となりません。

※就労以外の理由で児童の保育ができない場合、理由を申請書に記載してください。

2 登録方法

登録方法を「通年利用」「通年利用(8月を除く)」「一時的保育(月5回以下の利用)」「長期休業中(夏・冬・春休み)のみ」「長期一時併用」に分けてあります。また、年度途中(育休明けなど)からの利用希望の方も受付期間内に提出してください。

3 申し込み受付

同封の入所申請書と利用者個人票を提出してください。

(現在入所中でも提出が必要です。)

申込受付期間は、2月19日(金)までです。

受付期間後は入所できませんのでご注意ください。

4 申し込み先

利用希望の放課後児童クラブや児童センター、または市役所こども課保育係(1階11番窓口)へ提出してください。

5 入所の決定

受付後に保護者等の就労状況を審査し、その結果を3月中旬までにお知らせします。各クラブには定員を設けていますので、超えた場合は入所できない場合があります。なお、低学年の入所を優先します。

6 実施時間、利用料等について

別紙「放課後児童クラブのきまり」をご覧ください。

7 個人情報の保護について

今回いただいた個人情報は、放課後児童クラブ(学童保育)の入所及び、その後の保育の実施のためにのみ使用し、他への転用はいたしません。

問合せ先：魚津市役所こども課 保育係

TEL 23-1079